

葛卷町農業委員会
第16回総会議事録

1 日 時 令和7年10月20日(月) 午後1時33分から午後2時02分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 工事完了報告後の事業の実施状況報告書の受理について

報告第4号 農地の現状変更完了報告書の受理について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第6号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

④明 石 義 信

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

③藤 森 康 隆

⑤折 元 大 樹

6 議事録署名委員

⑨外 平 静 子

②久 保 淳

7 書記（農業委員会事務局）

折 本 誠（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第16回総会を開会します。

本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、3番藤森委員、5番折元委員から欠席の申し出がありましたのでお知らせします。また、14番市村推進委員、15番木戸場推進委員より欠席の申し出がありましたのでお知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は9番外平委員、2番久保会長職務代理者のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
9月30日	第21回地域計画の促進に向けたWEB意見交換会	和野
10月1日	岩手県農業公社との契約会 (江刈農村センター、3ABC会議室)	折本、和野
10月8日	市町村農業委員会事務局長会議・研修会	折本
10月15日	現地確認（町内）	戸花委員、外平委員、 折本、和野

議長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出書を5件受理しましたので、ご報告いたします。

1番は、●●地区の●●●●●さんが、田4筆、畑9筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は、●●市の●●●●●さんが、田2筆、畑5筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

3番は、●●地区の●●●●●さんが、田13筆、畑4筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

4番は、●●市の●●●●●さんが、田4筆、畑14筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

5番は、●●市の●●●●さんが、田4筆、畑9筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、10月16日に送付させていただいております。以上でございます。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に、日程第5、報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は2ページをご覧ください。

農地法に基づく転用許可の条件として転用許可を受けた者は、工事が完了するまでの間、許可の日から3ヶ月後及びその1年毎に工事の進捗状況を報告し、工事が完了したときは遅滞なくその旨を報告することになっております。

今月は3件の工事進捗状況報告書を受理しましたのでご報告いたします。

1番は、令和7年5月19日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、9月18日に報告書が提出され、10月15日に戸花委員と外平委員が、現地を確認しております。なお、地区担当の外山推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

2番は、令和7年7月7日に永久転用許可を受けた分の第1回報告で、10月2日に報告書が提出され、10月15日に戸花委員と外平委員が、現地を確認しております。なお、地区担当の遠藤推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

3番は、令和7年4月10日に永久転用許可を受けた分の第1回報告で、10月7日に報告書が提出され、10月15日に戸花委員と外平委員が、現地を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番戸花委員にお願いします。

6番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

1番は、工事が完了し、工事資材などは全て片付けられており、農地として利用できる状況でした。

2番は、基礎工事が行われており、進捗状況は20%とのことでした。

3番は、令和8年4月以降に着工予定とのことであり、進捗状況は0%でありました。以上です。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、工事完了報告後の事業の実施状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は3ページをご覧ください。

農地法に基づく転用許可の条件として、転用許可を受けた者は、工事が完了するまでの間、許可の日から3ヶ月後、及びその1年毎に工事の進捗状況を報告し、工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告することになっております。また、転用の目的が資材置場や駐車場の場合は、工事完了後、3年間は定期的に報告が必要となります。

今月は1件の実施状況報告書を受理しましたので、ご報告いたします

令和6年5月14日に永久転用許可を受け、令和6年7月12日に完了した分の報告で、10月3日に報告書が提出され、10月15日に戸花委員と外平委員が、現地を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いします。

9 番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。

引き続き、資材置場として利用されておりました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、報告第4号、農地の現状変更完了報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は4ページをご覧ください。

農地の効率的な活用のため、段差の解消、耕作道や農業用水路を作ったりするときは、事前に現状変更届を提出し、完了後は現状変更完了報告書を提出する必要があります。

今月、完了報告書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

●●地区の畑で農地の窪地を解消し、草地として効率よく使用するための現状変更です。

完了報告書は、9月24日に提出され、10月15日に戸花委員と外平委員が、現地を確認しております。なお、地区担当の遠藤推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番戸花委員にお願いします。

6 番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

盛土により窪地が解消されたことで、作業効率は改善されると思われました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で報告第4号を終了いたします。

次に、日程第8、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の5ページをご覧ください。

1件の申請がございます。

●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の田1筆、351㎡について、令和6年5月14日に資材置場としての転用許可を受けておりましたが、住宅建設のため計画を変更するものであります。資材置場としての転用許可を受けた場合、3年間は現状報告が必要であります。今回、別の用途として使用することから、変更申請をすることとなります。6ページは変更申請書と委員会の意見書、7ページに配置図、8ページに平面図、9ページから12ページには当初の転用許可申請書類を添付しておりますので、お目通し願います。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いします。

9 番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。

現在、資材置場として利用されている土地であり、事業計画の変更により住宅を建設しても資材置場のスペースは確保されていることから、問題はないと思われました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の13ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●県●●市の●●●●さん所有の畑2筆、計45,719㎡を●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は14ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

1番は、●●地区の●●●●さん所有の田1筆、畑3筆、計4筆、11,781㎡を●●地区の●●●●●●●●●●さんが賃貸借するものです。

2番は、●●地区の●●●●●●●●●●さん所有の田1筆、畑1筆、計2筆、12,670㎡を同地区の●●●●●●●●●●さんが賃貸借するものです。

3番は、●●市の●●●●●●●●●●さん所有の畑2筆、計13,447㎡を●●地区の●●●●●●●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(門場会長)

挙手全員です。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供しますが、本議案は私が賃貸借の当事者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、久保会長職務代理者をお願いし、私は退出いたします。

久保会長職務代理者、よろしく願いいたします。

(門場会長 退席) (議長交代)

議長(久保会長職務代理者)

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局(折本局長)

議案書は15ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●地区の●●●●●さん所有の田2筆、計3,464㎡を同地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長(久保会長職務代理者)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長(久保会長職務代理者)

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保会長職務代理者)

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(久保会長職務代理者)

挙手全員です。よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。門場会長の入室をお願いします。

(門場会長 入室)

議長(久保会長職務代理者)

それでは、議事進行を門場会長にお返しいたします。

(議長交代)

議長 (門場会長)

次に、日程第 12、議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は 16 ページをご覧ください。

適用外証明とは、現況が非農地である土地について、その土地の所有者等からの申請に対し、市町村の農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明のことであります。

今月は 1 件の提出がありました。

●●●地区の亡き●●●●●相続人代表●●●●●さん所有の●●第●地割字●●●の畑 1 筆、7,571 ㎡です。

17 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由としては、約 30 年前に農地転用の手続きが必要であることを認識せず植林したものであり、現在は山林になっているためであります。申請地の位置図につきましては、18 ページ及び 19 ページをご覧ください。なお、地区担当の大蛇推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議長 (門場会長)

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 6 番戸花委員にお願いします。

6 番 (戸花委員)

現地確認の結果を報告します。

該当する農地には木が植えられており、また、急傾斜地でもあることから、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

議長 (門場会長)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (門場会長)

挙手全員です。よって、議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第 13、議案第 6 号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は 20 ページから 22 ページをご覧ください。

農地・非農地の判断について、今年度8月に実施した農地法第30条に基づく町内農地の利用状況調査により調査した農地のうち、再生利用が困難な農地について、判断いただくものでございます。

今回は、●●●地区及び●●●地区の2つの班の分になります。

1番から41番まで、農地の所在、台帳地目、面積、所有者を記載しておりますが、調査で判断した地目は、山林や原野となりました。

今回の非農地判断については、41筆、83,293㎡となり、前回と合わせると70件、115,468㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第6号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第6号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断については、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第16回総会を閉会いたします。